1986年フランスの選挙 -国民議会選挙についての一考察-

川崎医療短期大学 一般教養

平田道一

(昭和61年8月28日受理)

The Election of L'Assembleé Nationale, 1986 -The Proportional Representation System in France—

Shinichi HIRATA

Division of General Education, Kawasaki College of Allied Health Professions

Kurasiki 701-01, Japan

(Received on Aug, 28, 1986)

Key words: 選挙制度, フランス国民議会, 政党制

概 要

1986年3月,フランス国民議会選挙が行われたが,この選挙はある意味で大きな注目を受けていた。一つは,1981年にミッテラン氏が大統領になってから,選挙に大勝し,与党となった社会党と共産党の左翼連合政権の評価であり,もう一つは,新たな選挙制度のもたらす結果であった。左翼連合は長続きせず,国有化政策に失敗した社会党は,選挙に生き延びる手段として,比例代表制を採用し,この新しい選挙制度の効果に期待をかけた。本稿は,選挙結果もさることながら,選挙制度による政党制の変化に対しても考察を加えるものである。

1. はじめに

本論文は、拙稿「多数代表制の再考」¹⁾において、フランス第五共和制における国民議会 l'Assemble nationale 選挙の結果について 考察するものである。

フランスは多党制の国であり、政権担当のためには多くの場合、政党間連合を組む必要があるが、第五共和制においては、比較的安定した政権が続き、議会における政党の数も減少の一途であった。その理由が、政治制度によるものであるか、選挙制度によるものかを、これまで考察して来たけれども、1985年の選挙制度改正により、これまでの政党制に変化が生じるならば、選挙制度の影響と見ることができよう。

このように,選挙制度による影響を計る目的

から,今回の選挙をとらえるものとする。代表制は一見,何の効果も持たないようであるが,大衆デモクラシーのなかで,重要な役割を持つことを実証してみたい。

2. フランスの選挙制度

(1) 代表制と議会

現代デモクラシーの基礎は選挙にある。今日の大規模国家において,選挙により代表者を選出する代表制デモクラシーをとることなしに,デモクラシーをおこなうことは難しい。²⁾

普通選挙制度による大衆デモクラシーの発達は、政党に大きな変化をもたらしたけれども、現代政治において政党は欠くことのできないものとなり、いまや政治の中心に位置するものとなった。 $^{3)}$

現代政党は、利益の集約・表出と代表選出の 機能とともに、政権獲得の目的を持つ。つまり、 現代政治を円滑に動かす役割を果たしているが、 それも政党内部における意見の集約により実現 可能な政策として主張できる必要がある。

次に議会における各政党の主張がまとめられなければならないが,原則として多数派の政党に政治を担当させるものであるから,議会に多くの政党が存在することは好ましいものではないが,逆に議会に存在する政党が少なすぎても正常な機能は果たせないのである。理想としては,政権獲得可能な政党が2つ以上存在していることが望ましい。

代表制は、このような議会における政党の立 場を決定する制度である。極端な差はないけれ ども、代表制にはさまざまな種類があり、少な からず、議会における政党に影響を及ぼすもの と考えられている。

代表制は大きく分けると、多数代表制と少数 代表制とに分けることができる。今回問題とな る比例代表制も、大きな分類のなかでは少数代 表制に含まれる。いずれの場合も現在では多く の選挙民の支持を必要とするもので、少数代表 制といっても、小さな少数派を代表として選出 する訳ではなく、比較的少数派となる集団の代 表を可能とするだけである。

代表制は機能として、選挙区における代表を 選出するだけで、選挙区内のすべての階層や集 団の意見を議会に伝えるものではない。

(表1) 代表制の分類

代表制	種	類	代表的な選挙制度	
多数代表制	絶対多数 相対多数	(1 4-(1)	小選挙区2回投票制 小選挙区単記制 大選挙区完全連記制	
少数代表制	制限投票制比例代表制		大選挙区単記投票制 名簿式比例代表制 単記移譲式比例代表	

(2) 選挙制度改正の歴史

フランスの選挙の歴史は非常に長いものである。1789年のフランス革命以降,2度の帝政と 王制をはさんで,現在まで5つの共和制が存在 している。その中で選挙制度の変化も多々行われている。これまで使用されていた小選挙区2回投票制は,1852年以来何度も採用されて来た制度であり,フランスでは一番なじみの深い制度である。これに対して,比例代表制は,1919年の改正以来のものであるが,実質的な比例代表制は,1945年以降の制度であるが,1951年の選挙法改正により,不平等な制度となってしまった。その結果,第四共和制は崩壊し,1958年からの第五共和制は,従来の小選挙区2回投票制を採用して来た。

この歴史観から見ると,フランスでは選挙制度は,政治上の道具であり,政権担当の政党もしくは指導者が有利に用いることが可能であり, 批判はあっても認められている。

(3) 選挙法改正の背景

1985年における選挙法改正は、突然考えられたものではなく、1971年以降社会党の主張に基づくものであったが、1981年の大統領選挙によって、政権を手にしたミッテランおよびフランス社会党の政策として今回登場するまでには、幾多の理由が存在する。この理由については、様々な臆測があるけれども、特に考えられるものは、1981年の総選挙で大勝した、社会党と共産党の対立だと言われるものである。

国民議会の任期は5年であり、1986年にはどうしても選挙を行わなければならない社会党にとって、次回の選挙において、前回同様の多数派を維持することは困難であった。特に、1984年以降、共産党との破局が決定的となり、旧来の選挙制度にある第2回投票を単独で戦うことは、もはや不可能となっていた。

(4) ミッテランの判断

前回の総選挙のような地すべり的勝利の見込みのなくなった社会党にとって、取るべき道は一つしかなく、比例代表制によって、敗北のショックを和らげる選択を行ったと考えられる。これによって社会党は、うまく行けば、支持者層と同じ比率の議席を確保することができ、フランスの政治ではなかなか実現できない、単独政党で30%以上の得票を得ることができると判断したのである。

これは、フランスが多党制の国であり、これま

1981.6 党派	別得票率	第一回投票*	議席数*	*
PS	37. 66%	万 左翼	PS	285
PCF	10.19	55.17%	PCF	44
ex. R.	1.32	J		
RPR]	40 11) 保守	RPR	88
UDF	40.11	43.78	UDF	63
other	3.67	J	other	11
ecologistes	1.05			
			計	491

- *『毎日』1981.6.16。
- ** "Le Mond" 18 Mars 1986. により修正。

で単独の政党が過半数を超えて、『多数派(マジョリティー)』になりえたことは、前回の社会党の勝利以外には、戦後の政治に一度(1968年、ドゴール派)しかなく、さらに大統領選挙において、第1回投票で過半数を得た候補は、戦後存在していないためである。したがって今回のミッテランの判断は、この先の大統領選挙において、有利な立場に立つことも考慮していると考えられる。

3. 主な改正点

(1) 投票方法及び議席の配分

投票方法は,選挙法典改正法案によると,「混合投票(パナショージ)及び優先投票を用いない最大平均法の比例代表制による名簿への投票による選挙」とあるので,単記による名簿投票で,政党名に投票すると解釈される。これは投票において,投票用紙に政党名が印刷されており,印を付けるのが一般的であり,わが国のように白紙に政党名を記入することはあまりない。

また議席の配分は5%以上の得票を得た政党 にのみ配分され、最後の議席が同数の場合、多 い得票の名簿に割り当てられ、得票数も同じ場 合、年長の候補に割り当てられる⁵⁾

(2) 供託金

供託金は1議席当たり1,000フランであり,定数プラス2名の名簿を提出することから,定数8名の選挙区では1万フランとなる。この額は,わが国の供託金と比べるとかなり安い額である。

(3) 最大平均の原則 (régle de la plus forte movenne)

この方式は、各政党の得票数からの計算方法で、まず最高得票の政党に名簿の上位から1議席を与え、次に各政党の得票数に、獲得議席数に1を加えて得票数を割る。その商のなかで最高数の政党に次の議席を与える。これを定数に達するまで続けるもので、ドント式と同じことになる。ドント式は除数を、1、2、3と整数で割るので、獲得議席数+1で割る(除す)。この方法と結果を見るとまったく同じことになる。もっとも、どちらの方法も、現在のように計算機(コンピューター)のない時代の計算方法であるので、総得票の完全分配とはならず、わずかに大政党に有利となる。

同じ方法でも、修正サン・ラグ式があり、ドント式よりは小政党に有利であるが、わずかの差でしかない。これは、ドント式が1,2,3と整数で割るのに対して、1.4,3,5と2回目以後奇数で割る方法である。この計算方法によると若干小政党に多く配分される。

(4) 県別比例代表

今回改正の中心となる比例代表制は、わが国の参議院比例代表区のものとは方法が異なる。 わが国と同様に拘束名簿式を採用しているため、 候補者の当選順位は同一に見られるけれども、 選挙区が小さいため、わが国のよらに一律とは ならない。

この県単位の比例代表区は、海外県を加えて100区あり、それぞれの区が人口によって議席を配分されている。この議席配分は国勢調査の結果により改訂されるようになっている。実際1選挙区における定数は2~24名であるが、ほとんどの区が1桁の定数であるから、各政党に配分される議席は、1選挙区では、わずかのものである。定数の多い選挙区は上から順に、ノール県24、パリ21、であり、その他10以上の選挙区は、国内95県の中で12県しかなく、それ以外はすべて2~9の選挙区である。

この結果,比例代表制であっても,各政党の 取り得る作戦は多数考えられる。まず,自己の 政党の支持者の多い選挙区では確実に議席を獲 得し,不利な選挙区では他の政党と選挙連合を 組むことによって、高い得票率を上げることで 議席を確保することができる。いずれにしても、 単独ではなく、他の政党と連合を組む政党に有 利である。しかし、前回の選挙のように、当選 できる候補者が1選挙区1名ではないために、 確固たる選挙連合を成立させたのは保守系の2 党 RPR と UDF でしかなく、他の政党は単独 の選挙を主体とした。

各選挙区の開票結果を見ると, 当選者の表現 方法が,全国的な比例代表制とは異なり,何か, わが国の衆議院の中選挙区制のような感じがす る。これまでの小選挙区を県単位に統合したた め,集計はおのおのの旧来の選挙区で行い,そ れを県単位で計算して議席を配分する。前に述 べたように, 一選挙区当たりの定数があまり多 くないので, 当選者の数もおのずと少なくなり, さらに多くの政党が存在するために、1政党当 たりの当選者の数は1人とか2人という場合が 多い。フランスの場合, 政党の数が実に多く, 全体では統合されて、5つぐらいにしか見えな いが、ルモンド紙の選挙結果にあるだけで14あ り,各選挙区にある名称まで挙げると,その数 は相当なものとなる。 これは, 現在の議会内政 党の多くは連合体であり,単独の政党ではない ためである。その理由にはさまざまのものがあ るが, これまでの小選挙区2回投票制では, 生 き残るために連合が必要であったことも、理由 の一つである。この傾向がいちばん良くわかる のは, UDF であり, この政党は, CDS(Centre de démocrates sociaux), PR(Parti republicain), PSD (Parti social-démocrate), Parti radical と分けることができる。

(5) 第四共和制の制度との違い

フランスではこれまで,第三共和制及び第四 共和制において比例代表制が採用されているが, 今回の制度とは若干異なる。

第三共和制において、1919年から27年まで、 わずかの間であるが、比例代表制が採用されて いるが、この制度は表面上比例代表制であった が、実際には多数代表制であった。

1946年からの第四共和制において、初めて本格的な名簿式比例代表制が採用されているが、 この制度も、3回の改正により、不完全な比例 代表制となってしまう。特に過半数を得た政党 名簿の独占や,連合名簿の採用, さらに, いく つかの選挙区の特例などによって, 完全なもの とは言えない面もある。この背景には, 当時政 権を担当していた, 中道諸政党(S. F. I. O., M. R. P., I. P., Rad. S.) の思惑が存在してい る。

これに対して今回の選挙制度は明解なものとなっている。第四共和制の制度と同じものは,5%未満の政党に議席を分配しない条項と議席配分方法が最大平均の原則による,県単位の比例代表である点だけであり,比例配分は,連合名簿を認めたけれども,単純な配分方法をとっている。特定選挙区を別扱いするわけでもなく,特定の政党を不利にするものでもない。

4. 選 挙

(1) 選挙結果

1986年 3 月17日に行われた,国民議会総選挙は,左派の大統領が右派の首相を任命することとなる結果となった。つまり,選挙前の予想どおり,右派の勝利となった。もっとも,その勝利は大勝ではなく,社会党 PSの予想以上の議席確保により,わずかに過半数を超えたにすぎない。今回の選挙制度の改正により,国民議会

(表3) 1986年3月国民議会

政 党	得票率(%)	議席数		
極左	1.51			
PC	9.79	35		
PS	31.19			
左翼連合	0.20	215		
MRG	0.38	1 215		
無所属左派	0.99			
Ecologistes	1.22			
		/222		
RPR• UDF連合	21.54			
RPR	11.01	288 UDF		
UDF	8.33	129		
無所属右派	3.79	その他 14		
FN	9.72	35		
極右	0.20			
		計 573		

海外領土 4 未定

[&]quot;Le Mond" 18 Mars 1986 より作成

の定数が、491議席から577議席に増加したために、社会党は前回の選挙よりも低い得票率であったにもかかわらず、31.19%の得票を獲度し、215議席を獲得することができ、議席数では、前回より70議席滅でおさえることとなった。 80

この結果は、前に述べたように、ミッテラン 及び社会党の判断が正しかったことを示すもの であり、2年後の大統領選挙に向けて、有利な 材料となった。

次に選挙についての考察を若干おこなうことにする。今回の選挙は名簿式比例代表制によるため、第五共和制におけるこれまでの選挙と直接比較はむずかしいが、議席数の獲得を中心として考察する。これは選挙制度が違っても、選挙本来の目的は、議会における議席の獲得にあるためである。

比例代表制といっても,完全に議席を配分するわけではなく,最大平均法と,5%条項により,得票率と議席配分は若干異なる。

さて、今回の選挙のきっかけは、選挙制度の改正も同じ理由であるが、1981年の大統領選挙で成功をおさめた、左翼連合が、その後破綻してしまい、1984年以降共産党は内閣に閣僚の席を持っていない。そのため、選挙を勝ち抜くためには、単独で行う方法と、新たなパートナーをさがす以外に方法はなかった。

国民議会の任期は5年であり、1981年6月に 総選挙を行っているために、自動的に任期満了 となり、選挙を行う必要があった。選挙は本来、 政権政党が自己に有利に行うものであり、前回 のように大統領選挙の勝利のウズの中で、余勢 をかって行う場合がそれであるが、今回のよう に、任期満了まで待つことは、社会党にとって、 もはや有利な材料はないということである。

(2) 選挙の展開

選挙戦はこのような背景のなかで行われた。 最大勢力は、かつての左翼連合の敵対手であった、UDFとRPRの連合である。この2つの 政党は、第五共和制のなかで、これまで主流で あった政党で、かつてのド・ゴール大統領から、 ジスカールデスタン大統領までの与党であった。 UDFとRPRは、前回の選挙と同様、多くの 選挙区で選挙連合を組み、第1党の地位に再び 立つてととなった。比例代表制の方法が県単位 であるために、各政党は県を単位として、連合 を組むことができるために、各政党間の選挙連 合は複数のものとなる。

第五共和制以前は, 政党の数が多く, かつて は、『フランスには国民の数より1つ多く政党 が存在する』と言われるほどであったが、小選 挙区2回投票制は少数派の政党に議席獲得の機 会をほとんど与えることはなかった。したがっ て、これまで少数派の政党は議席を得ることが できなかったのであって, 存在しないわけでは なかった。比例代表制は、これらの政党に対し ても有利なものとなった。5%条項により、5 %以上得票できない小政党は議席を獲得できな かったが, それでも新たに議席を獲得した政党 もある。特に国民戦線FNの進出には目を見張 るものがあった。これは極右政党で、かなり過 激な政策を前面に立てての選挙戦であったが, 全体で9.72%を獲得し、共産党 PCF と並ぶ35 議席を得ることとなった。⁹⁾

FN以外の政党は大きな変化を見せてはいないが,獲得議席数は単独政党で分けるならば,社会党,RPR,UDF,共産党・FNの順となり,社会党は何とかミッテランの面目を保つこととなった。

5. 選挙後の視点

今回の選挙における視点はいくつかあるけれ ども、本稿における目的は、選挙制度による政 党制の変化であるので、それを中心に論じて行 きたい。

選挙制度の変化によって,まず一番に考えられることは,比例代表制は多党化傾向を生むことである。これは旧来の小選挙区2回投票制とはまるきり逆の少数代表制に属する制度であるため,多党化するものと考えられるからである。しかし,現実には,比例代表制にはさまざまな制度があり,今回フランスで採用された制度では,拘束名簿式であり,最大平均法による議席配分,さらに5%未満の得票政党の除外,県単位の計算等,さまざまな条件が付いているために,他の国の制度とすぐ比較することはむずか

しいものである。

また、政党制の変化には時間のかかるものであり、制度の変化がすぐに政党制の変化をもたらすものでもない。第五共和制において、これまで論じて来た政党制の変化が、確実に目に見えるまでには20年以上の時間を必要としてきた。これを単に、多数代表制=政党数の減少、少数代表制=政党数の増加と決めつけるのは短絡的である。政党制の変化は単純なものではないために、いくつかの視点から見る必要がある。

今回の選挙結果において,第1に注目すべき 点は,国民戦線FNの進出である。この極右の 小政党が,共産党と並ぶ議席の獲得には目を見 張るものがある。9.72%の得票と35議席(6%) は比例配分ではないが,現行制度の中では十分 な獲得と言えよう。

第2の視点は、社会党である。旧来の制度と 異なり、政党間連合を組むことなく、得票を議 席に配分できた点では社会党は第1である。こ れは現行の比例代表制は大政党に有利で、これ までのように連合を組む中小政党に不利である ことを示すもので、フランスにおいて、特に右 派に不利なことを示している。

結論を言えば、今回の選挙は当初の目的、すなわち、社会党単独での議席の確保は達成されたけれども、比例代表制の持つもう一つの特徴も表出された。つまり、比例代表制は、その名のとおり、得票を比例して議席を分配するものであり、全国を1選挙区とする大選挙区ではなったが、ある程度以上の規模を持つ政党には、比例して配分してしまった。その結果、政党は『ある程度』の規模を維持できれば、議席の獲得が可能なために、これまで必要として来た、過度の連なために、これまで必要として来た、過度の連な多党化のきざしを見せることとなった。

おわりに

以上,簡単ではあるが,今回の選挙に対する

私なりの考察を行った。次回も同様の選挙であれば期待できるのだが、選挙後のコアビタシオン(共存)によるシラク首相は、次回からは旧来の小選挙区2回投票制にもどす動きがある。いずれにしても、フランスでは政権政党に有利に制度は変えられるものであるから、今後も変化が期待できよう。法律による制度の改正は、合法的手段によって可能であるので、それを阻止する手立てはなく、また阻止する必要もない。特に選挙制度は、結果を考えなければ、無限に考えられるものである。

(注)

- 1) 拙稿「多数代表制の再考――フランス小選挙区 二回投票制」(『川崎医学会誌』一般教養編,第 7号,1981。)
- 2) 内田 満「現代デモクラシーと選挙」(『選挙』 東京、至文堂、1975。)
- 3) E. E. Schattschneider, *Party Government*. New York, Holt, 1942, p. 1.
- 4) 中木康夫『フランス政治史』(中), 東京, 未来 社, 1975, pp. 210-213。
- 5) 成田憲彦「下院議員選挙制度の改正」(『外国 の立法』第25巻3号,国立国会図書館調査立法考 査局,1986)p.120。
- 6) くわしくは次の論文を参照されたい。 拙稿「参議院議員全国区改正案について」『川 崎医学会誌』一般教養編,第8号,1982,pp.88 -90。
- 7) フランスの制度をドント式に分類する学者もいる。

Enid Lakeman, *How Democracies* Vote, 4th ed. London, Faber & Faber, 1974.

- 8) 1981年の選挙では第一回投票で 37,66 %の得票 を得,共産党との連合で 285 議席を獲得。
- 9) 国民戦線FNは「移民労働者の追放」といった スローガンで保守層の支持を求めた。